

【下妻市】子育てのための

施設等利用給付のご案内

下妻市役所 子育て支援課

TEL: 0296-45-8120



★ 制度について

子ども・子育て支援法により、主に3～5歳児と市民税非課税世帯の0～2歳児が無償化の対象です。世帯の状況、利用する施設・事業、子どもの年齢によって支給認定区分が異なります。

原則として、申請から遡って認定する(無償化の対象とする)ことはできませんので、施設・事業を利用する場合、事前に申請をしてください。

★ 施設等利用給付を受けるための手順 (※詳細はp.4～p.6参照)

施設等利用給付
認定を受ける



市町村の確認を受けた
対象施設を利用する



施設等利用費の請求をする
(償還払い、または、施設が代理受領)

【下妻市内の施設等利用給付対象施設一覧】

※認可外保育施設については、令和6年10月以降、『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』の交付を受けている施設のみが無償化の対象となります。

一時預かり事業	預かり保育事業	認可外保育施設(令和6年12月1日現在)
①きぬ保育園	①認定こども園下妻いずみ幼稚園	①古河ヤクルト販売(株) 下妻センター託児所 (事業所内保育: 古河ヤクルト販売(株)下妻センター)
②法泉寺保育園	②認定こども園ふたば文化	②ひまわり保育園 (事業所内保育: 湖南病院)
③西原保育園	③認定こども園しょうと幼稚園	③ひかる託児所 (事業所内保育: 平間病院)
④もみの木保育園	④認定こども園大宝保育園	④Angel～child care～(居宅のみ)
⑤下妻保育園	⑤認定こども園大和保育園	
⑥認定こども園 大宝保育園	⑥上妻幼稚園	
⑦認定こども園 大和保育園	⑦ちよかわ幼稚園	
		子育て援助活動支援事業
		①しもつまファミリーサポートセンター



幼児教育・保育無償化のフローチャート(保育の必要性がある場合)

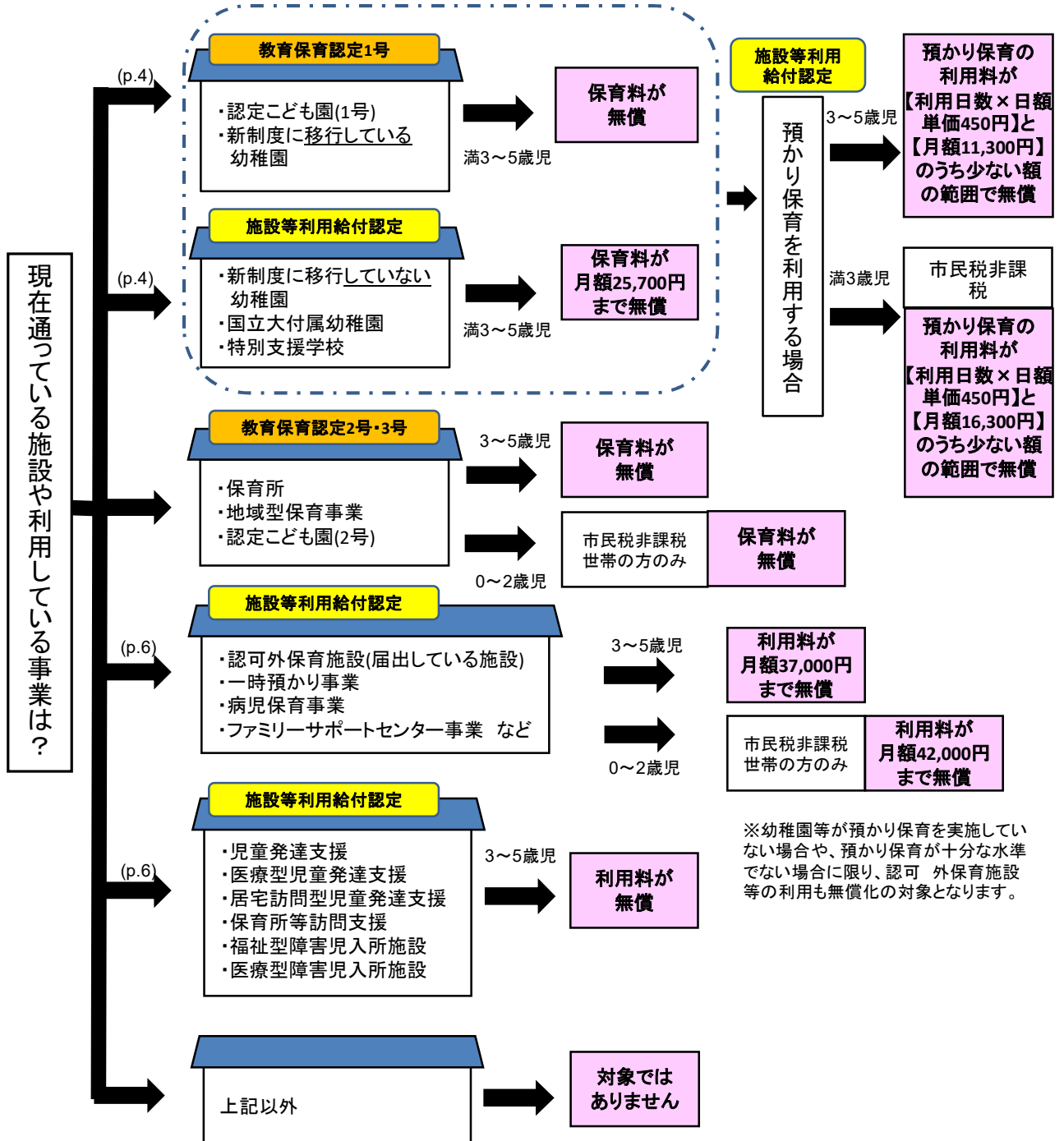
保育の必要性がある場合

※保育の必要性がある場合とは？(※詳細は別紙1)

保護者が次のいずれかの事情にあり、家庭でお子さんを保育することができない場合を指します。

- ①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害
- ④同居親族の介護・看護 ⑤求職活動
- ⑥就学 ⑦その他

※同時に複数の事業を利用される場合は無償対象外になる場合があります。詳しくはご相談ください。



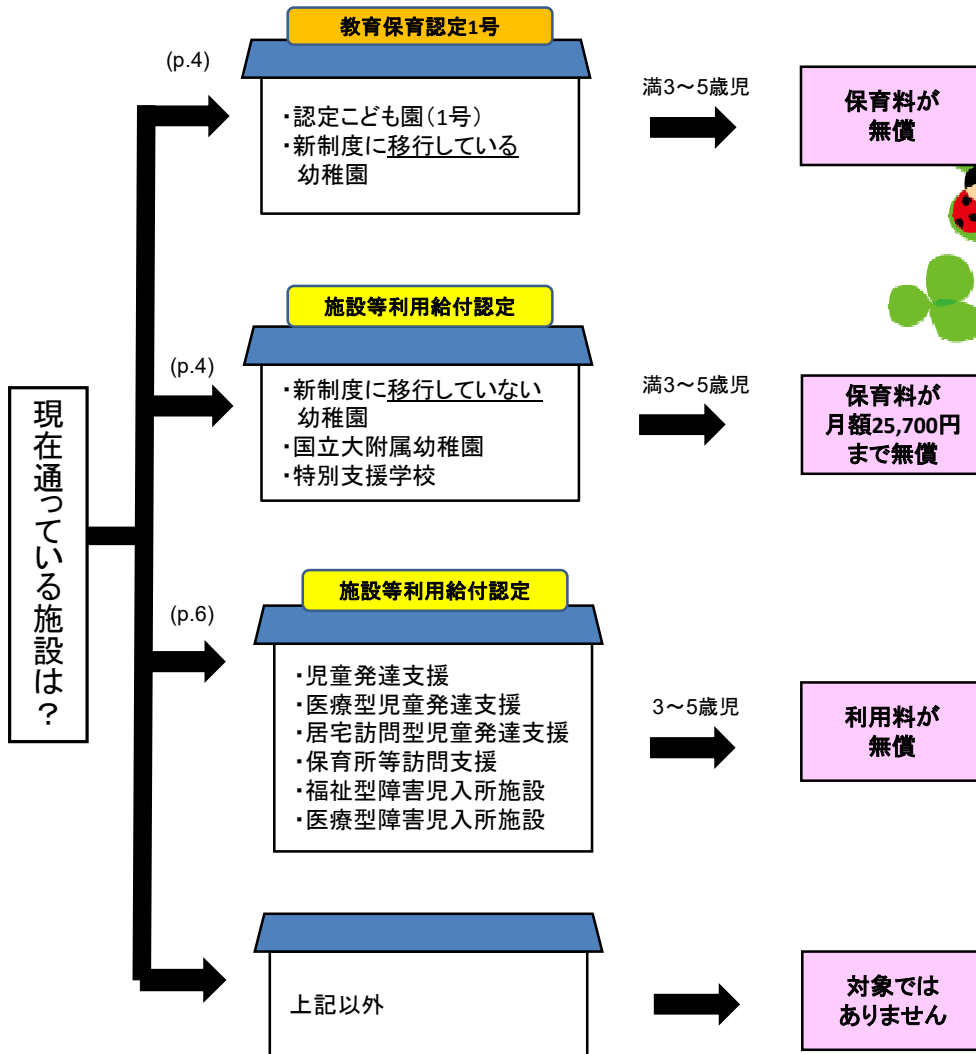


幼児教育・保育無償化のフローチャート(保育の必要性がない場合)

保育の必要性がない場合

※保育の必要性がない場合とは？

保護者が家庭で保育可能である世帯で、就学前に教育の基礎を培うため、または発達支援のため等の理由で施設を利用している場合を指します。

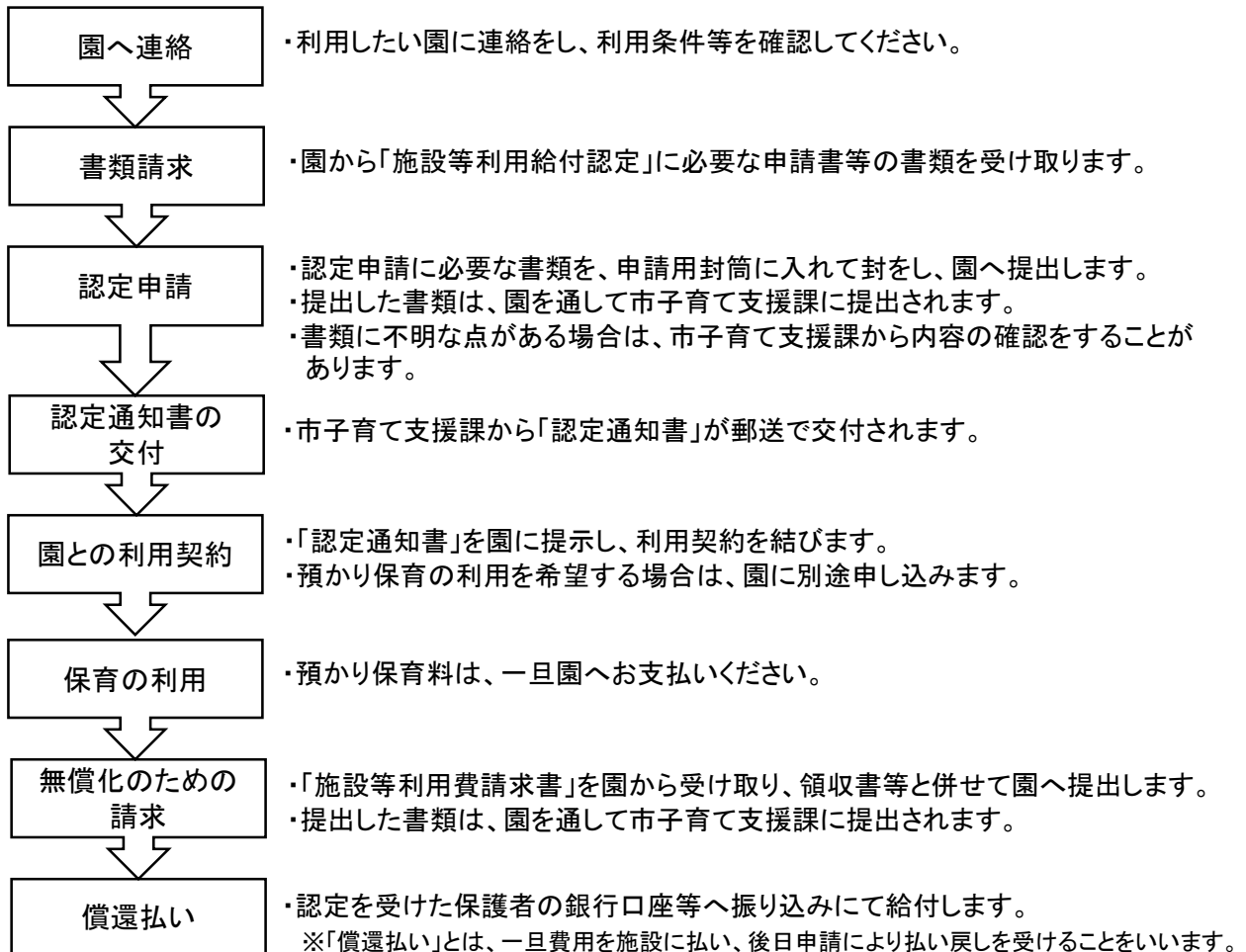


※幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準でない場合に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。



幼稚園や認定こども園(教育認定)などに在園する方の手続き

申請が必要なのは、「保育の必要性」の認定を受け、預り保育を利用する方と、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に在園する方です。無償化の給付を受けるためには、「施設等利用給付認定」の申請を行う必要があります。



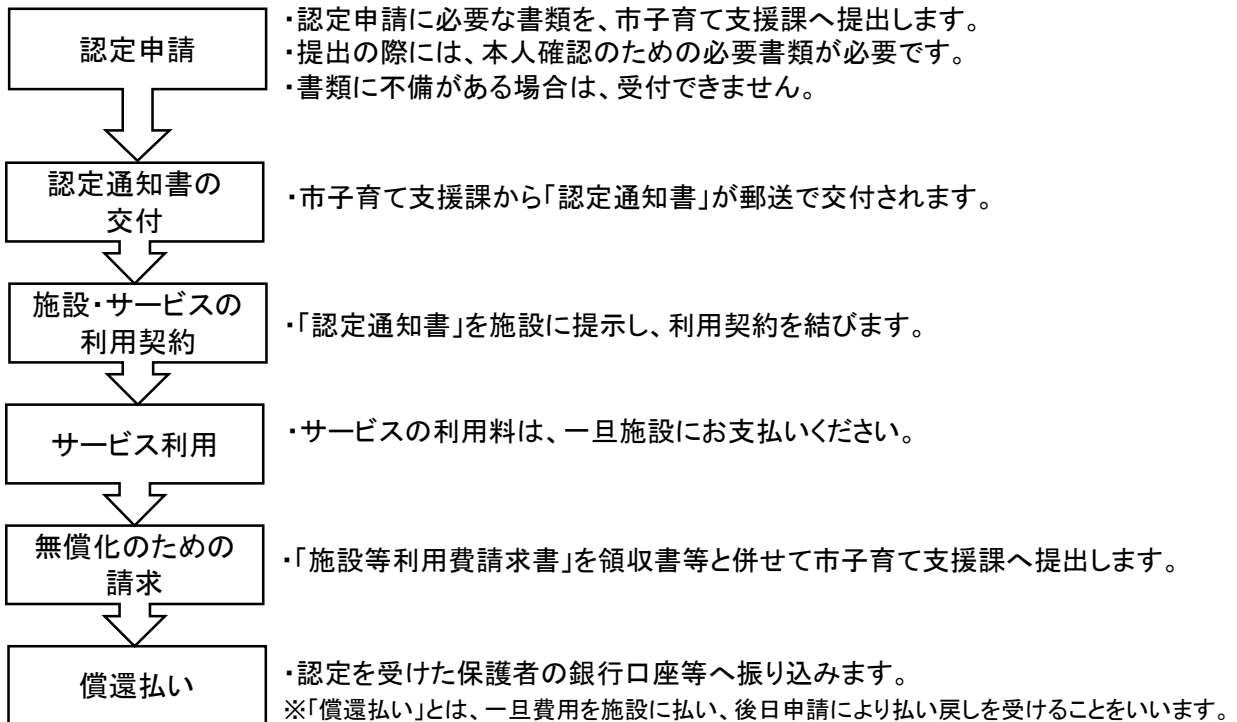
<施設等利用給付認定に必要な書類と提出先>

対象	利用施設	保育の必要性	提出書類	提出先
満3歳児 ～ 5歳児	子ども・子育て支援 新制度に移行している 幼稚園	あり	・施設等利用給付認定・変更申請書 (第30条の4第2号, 第3号) ・「保育の必要性」を証明する書類(別紙1) ・本人確認のための必要書類(別紙2)	在園する 施設
		なし	—	
	子ども・子育て支援 新制度に移行していない 幼稚園など	あり	・施設等利用給付認定・変更申請書 (第30条の4第2号, 第3号) ・「保育の必要性」を証明する書類(別紙1) ・本人確認のための必要書類(別紙2)	
		なし	・施設等利用給付認定・変更申請書 (第30条の4第1号) ・本人確認のための必要書類(別紙2)	

※預かり保育の利用料において、満3歳児は市民税非課税世帯の方のみ無償化の対象となります。

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、 ファミリーサポートセンター事業を利用する方の手続き

無償化の給付を受けるためには、「保育の必要性」の認定を受け、「施設等利用給付認定」の申請を行う必要があります。



<施設等利用給付認定に必要な書類と提出先>

利用施設	対象	提出書類	提出先
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター事業	0歳児 ～ 5歳児	・施設等利用給付認定・変更申請書 (第30条の4 第2号、第3号) ・「保育の必要性」を証明する書類(別紙1) ・本人確認のための必要書類(別紙2)	子育て 支援課

※0歳児～2歳児は市民税非課税世帯の方のみ無償化の対象となります。

※認可外保育施設については、令和6年10月以降、『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』の交付を受けている施設のみが無償化の対象となります。(p.1参照)対象施設に関する最新の情報は、子育て支援課までお問い合わせください。

就学前の障害児の発達支援を利用する方の手続き

無償化の給付を受けるために、新たな申請は必要ありません。



施設等利用費の請求手順について

施設等利用費の給付は、基本的に「償還払い」となります。

「償還払い」とは、一旦費用を施設に支払い、後日申請により払い戻しを受けることをいいます。一旦施設に支払われた利用料の償還払いを受けるためには、別途請求手続きが必要になります。

【請求方法】

- ①施設に『提供証明書』および『領収書』の発行を依頼します。
- ②『請求書』に必要事項を記入します。
- ③上記①②を、利用した施設または市子育て支援課へ提出してください。
- ④審査後、認定を受けた保護者の銀行口座等へ振り込みにて給付します。

【請求受付期間】

給付請求の受付は、四半期ごとに行います。

事業・サービス利用月	請求書提出締切日	支払い月
令和7年 4月～ 6月利用分	令和7年7月15日(火)	8月下旬
7月～ 9月利用分	10月15日(水)	11月下旬
10月～12月利用分	令和8年1月15日(木)	2月下旬
令和8年1月～ 3月利用分	4月15日(水)	5月下旬

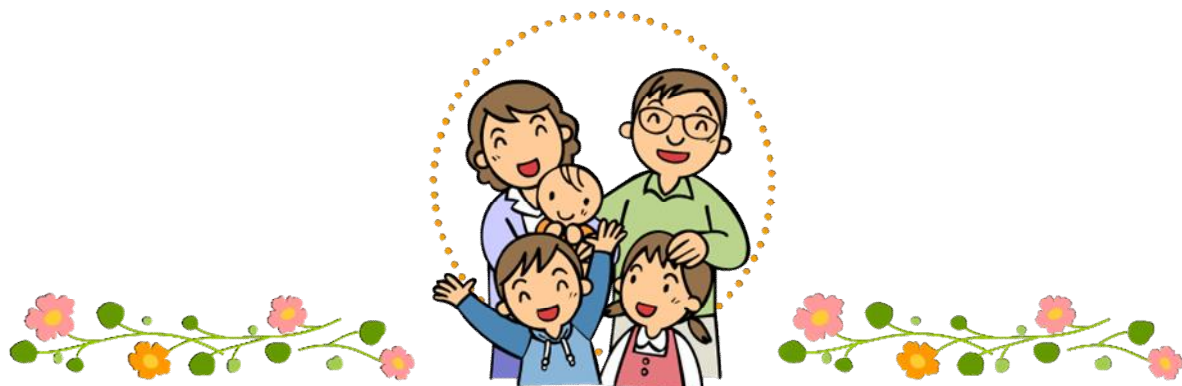
※請求書提出締切日を過ぎて提出された請求書類は、次回の支払い月で給付します。

※請求に必要な様式等のほか、施設等利用費の請求に関する詳しい内容は、下妻市HP「無償化のための請求手続きについて」をご確認ください。



代理受領について

下妻市内の公立幼稚園(上妻幼稚園・ちよかわ幼稚園)及び一部の施設では、保護者への「償還払い」ではなく、下妻市から直接園に利用料を支払う「代理受領」を実施しています。該当施設を利用する場合、払い戻し手続きは不要です。





無償化の対象となるのは児童の保護者すべての方が、その児童を保育できないと認められる場合(保育の必要性が認定された場合)です。

児童を保育できない事由は、下記のとおりです。児童を保育できないことの証明として、保護者より下記の各証明書類等の提出が必要となります。

<< 児童を保育できないと認められる事由の証明書 >>		
事由	証明書の種類	備考
就労または就労内定	会社等勤務 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること	◎自営や親族経営の事業所勤務・農業で就労されている方は、次のいずれかの写しの添付が必要となります。 【社会保険証（本人）】 ※記号・番号は塗りつぶすこと 【自営業主】 ・開業届の写し ※開業してまもない場合のみ受付可能（おおむね1年程度） ・確定申告書の写し 等 【自営業従業員・親族経営勤務】 ・給与明細の写し（直近3か月分） ・出勤簿等の写し（直近3か月分） 等 ※その他、就労を証明できるもの
	内職 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り ※毎月の収入額の報告が必要です。	
	自営業（親族経営） 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	
	農業 就労証明書 ※月60時間以上の就労であること ※申告等で収入が確認できる場合に限り	
疾病・心身障害等	市の様式による医師の診断書 または身体障害者手帳、療育手帳、障害年金の証書、精神障害者福祉手帳等の写し	病院様式の診断書の場合は、市様式の内容がすべて具備されているものが必要となります。
同居親族の介護・看護	介護・看護状況申告書および介護・看護中であることが確認できる書類	介護時間が、1日4時間以上、かつ月15日以上(月60時間以上)が要件となります。
妊娠・出産	妊産婦マル福受給者証の写し または母子健康手帳の写し (※出産予定日のわかるもの)	出産予定日の前6週(多胎の場合前14週)から、出産後8週の属する月の間が認定期間となります。 ※就労中でも産前産後休暇を取得されている間は「妊娠・出産」が理由となります。
就学	『就学に関する申立書(注1)』および、『学生証の写し』または『在学証明書』	1日4時間以上、かつ月15日以上(月60時間以上)受講(研究)していることが要件です。『学校発行の時間割表(カリキュラム)』の提出を求める場合があります。
求職活動	求職状況申立書 および求職活動中であることが確認できる書類	保育所入所後3か月以内に就労証明書等の提出がなければ退所となります。

※注1:時間割(カリキュラム)の内容は、学校等で受講している時間や内容に限られ、自主学習などの個人の勉強時間は、保育必要時間数としては認められません。また、「学校等証明欄」の記載のないものは無効です

注意事項

- ◇ 求職活動中の方で、同一敷地内住居に65歳未満の祖父母がいいらっしゃる方は、祖父母分の証明書も提出が必要です。
- ◇ 申請書は、申込む児童1人につき1部提出してください。ただし『児童を保育できないと認められる事由の証明書』については、原本は世帯で1部、きょうだいの分はコピーをご用意ください。
- ◇ 証明内容に変更があった場合は、証明書の再提出が必要です。



マイナンバー記入時の本人確認のための必要書類について

マイナンバー(個人番号)を記入した書類を提出いただく際には、法令上、本人確認が必要です。

- (ア) 本人が市子育て支援課に直接提出する場合は、本人確認用の証明書類の持参が必要です。必要となる書類については、下記の【本人確認に必要な書類】をご確認ください。
- (イ) 幼稚園・認定こども園を経由して提出する場合など、封筒に封入して提出する場合は、本人確認用の証明書類の写しを封筒に同封して提出してください。必要となる書類については、下記の【本人確認に必要な書類】をご確認ください。

【本人確認に必要な書類】

申請者の番号確認書類	申請者の身元確認書類	
<下記のいずれか1点>	<下記のいずれか1点>	<左記以外はいずれか2点>
マイナンバーカード (個人番号カード)	マイナンバーカード (申請者の番号確認書類と併せて1点)	健康保険証
マイナンバー(個人番号) 通知カード ※記載情報と現況に相違のないもの	運転免許証、運転経歴証明書	年金手帳
マイナンバー(個人番号) が記載された住民票	パスポート	住民票または 住民票記載事項証明書
※住民票は原本の提出をお願いします。 ※外国籍の方は、在留カードの提示が必要です。(世帯全員) ※右記以外の申請者の身元確認書類については、市子育て支援課までご連絡ください。	身体障害者手帳	児童扶養手当証書
	療育手帳	特別児童扶養手当証書
	精神障害者保健福祉手帳	
	在留カードまたは 特別永住者証明書	

マイナンバーの記載がない場合や書類が不足している場合について

施設等利用給付認定申請の際には、原則としてマイナンバーの記載をお願いします。ただし、マイナンバーの記載が困難な場合や、身元確認書類が不足している場合には、マイナンバーを記載せずに申請を受付けることも可能とされています。この場合、市が必要な範囲でマイナンバーを調べますが、マイナンバーが確認できない場合等には、手続きに必要な書類を別途求めることがあります。